



「外国人の人権」

今日は、外国人の人権についてお話しします。

みなさんは丹波市内にどれくらいの外国人の市民の方が住んでおられるかご存知ですか。令和5年3月末時点で、33か国 1,104人の方が生活されており、丹波市に住む外国人が増えています。

令和元年に改正入管法が施行され、新たな在留資格「特定技能」が創設されたことから、日本に入国する外国人は増加傾向にあります。こうした中、外国人をめぐるのは、様々な人権問題が発生しています。例えば、外国人であることを理由とする不当な就職上の取扱い、アパートやマンションへの入居拒否などの問題が起っています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動のヘイトスピーチも問題となっており、平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、いわゆるヘイトスピーチ解消法が施行されました。

こうした外国人に関連する人権問題を解消するためには、一人ひとりが様々な文化や多様性を認め合いながら、同じ地域の一員として、お互いを尊重することが必要です。

市は、外国人を対象に、年間を通じて、日常生活での通訳者派遣や翻訳業務を行っています。また、外国人が抱える様々な不安や悩みの解決に向けて、令和5年11月19日と令和6年1月20日に丹波ゆめタウン2階の市民プラザにて「外国人のための生活相談会」を開催します。人権啓発センターと社会福祉課の職員が相談をお受けします。身近に外国人の方がいらっしゃいましたら是非この相談会をご紹介ください。相談は事前予約もできます。通訳が必要な場合は、予約の時にお知らせください。詳しくは、市のホームページをご覧ください。ただか、丹波市人権啓発センターまでお問い合わせください。

また、丹波市国際交流協会では、公式ラインを開設しています。やさしい日本語で生活情報やイベント情報など、さまざまな情報を受けとることができますので、外国人のみならず、外国人の方へ公式ラインを紹介しようと思われる方もぜひ登録してください。

市内にお住まいの外国人に、丹波市の印象について尋ねると、「自然が美しい」「四季が感じられ、桜や雪景色がとてもすばらしい。」「買い物には少し不便なところもあるけれど、安全でとても住みやすい。」「周りの人がとても親切だ」とおっしゃいます。国籍に関わらず、お互いに尊重し合いながら共生できる社会を、誰にとっても住みよい社会を、ここ丹波市で一緒に築いていきましょう。

